

## 一定の障がいの状態とは

- ① 身体障害者手帳 1 級、2 級または 3 級に該当する方
- ② 身体障害者手帳 4 級に該当する方のうち、  
次のいずれかに該当する方
  - ◇ 音声・言語機能障害に該当する方
  - ◇ 下肢障害の 1 号、3 号または 4 号に該当する方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級に該当する方
- ④ 療育手帳の重度 (A) に該当する方
- ⑤ 国民年金証書の 1 級又は 2 級に該当する方など、障害年金証書等により「高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表」に該当する障害の状態にあることが確認できる方

### 高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表

- 一 両眼の視力 (万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。) の和が 〇・〇八以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが 九〇デシベル以上のもの
- 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 四 咀嚼の機能を欠くもの
- 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 九 一上肢のすべての指を欠くもの
- 十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 十一 両下肢のすべての指を欠くもの
- 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受け  
るか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 十六 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態  
が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

- ⑥ 上記の書類をお持ちでない方で、上記と同程度の障がいのある方  
(お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口でご相談ください)

※ 65 歳以上 75 歳未満で障害認定を受けている方は、75 歳に達するまでは将来に向  
かって認定の取消を請求することができます。